

平成25年度 第1回 住居表示整備審議会

◇日時

平成25年7月23日（火） 午後2時～

◇開催場所

市役所3階 庁議室

◇出席者

住居表示整備審議会 委員11名
事務局 市民生活部職員4名
傍聴者1名

◇会次第

- 1 開 会
- 2 審 議
 - ・ 諮問内容について
- 3 その他
- 4 閉 会

◇配布資料

- (1) 小平市の住居表示について
- (2) 小平市住居表示整備審議会名簿
- (3) 関係法令他

◇会議録（要録）

1. 会長・副会長の選出
互選により、会長に 三品 義之氏、副会長に 江連 紀子氏が選出された。
2. 市長より審議会へ諮問
諮問事項は別紙のとおり。
3. 審議
 - (1) 配布資料等の説明
住居表示制度及び小平市の住居表示の現状等について事務局より説明。

(2) 発言の要旨

【委員】

小平市の整備状況は、他市との比較ではどうか。

【事務局】

武蔵野市、三鷹市、小金井市、東久留米市、西東京市、狛江市は整備が終了している。立川市、昭島市、町田市、国分寺市、清瀬市、羽村市、八王子市は整備途中である。

各市の整備状況を面積比で表わすと、小平市は今年10月1日時点で66%、以下、平成23年度の資料によると八王子市10%弱、立川市28%、昭島市80%、町田市15%、国分寺市30%、清瀬市35%、羽村市25%である。

【委員】

今後、整備を行う地域は複数の町をまたぐなどの課題が多い。まちづくりの視点から、都市開発部など、他部署との連携が必要と考えられるが、調整状況はどうか。

【事務局】

都市計画部門との連携を密にし、審議会への情報提供に努めたい。

【委員】

市長から審議会への諮問は「対象区域の選定」ということであるが、市議会における「市街地区域の決定」との関係は、どうとらえればよいか。

【事務局】

「市街地区域の決定」は、住居表示実施の第一段階の手続きとして、市議会での議決により決定するものである。第二段階として町区域及び町名、実施時期などの議決を経て、正式に住居表示実施が決定するものである。

審議会としては、すでに市街地区域としての議決を得ている区域として、仲町、学園東町及び小川東町の各未実施地区、西武多摩湖線以東の小川町二丁目が挙げられるが、それにとらわれることなく、次に住居表示を実施する地域として、どこが適切かという視点で審議していただきたい。

【委員】

小平市の今までの住居表示は、町境や町名の変更を伴わないなど、比較的やりやすい地域から実施してきた経緯がある。平成21年の審議会の答申では、すでに市街地区域決定の議決を得ていた地域もあったが、各地域の状況、実施要望等をふま

え、実施すべき区域を大沼町、花小金井の未実施地区、天神町とし、実施時期も平成24・25年の2カ年とした。その際に実施区域としての選定に至らなかったそれぞれの地域についても、検討した内容や実施上の課題について説明してある。住居表示は、まちづくり視点から行うという審議会の考え方の継続性や、今後の各地区の検討の材料とするためにも、平成21年3月以降の審議会答申を用意してはどうか。

【会長】

次回の審議会では、事務局から過去の経緯、問題点等を整理して提示願いたい。

【事務局】

平成21年3月以降の審議会答申等を整理し、審議会に提出したい。

4. その他

次回の審議会は、平成25年11月12日（火）PM2：00～とする。

(別紙)



平市市発第460号
平成25年7月23日

小平市住居表示整備審議会会長 様

小平市長 小林 正 則

諮 問 書

小平市住居表示整備審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について
諮問いたします。

記

諮問事項

住居表示の整備対象区域の選定について